



2023年のアジア市場とアジア経済の振り返り

東京海上アセットマネジメント 投信情報部

2023年のアジア株式市場は上昇

2023年のアジア株式市場は前年末比で小幅に上昇しました。

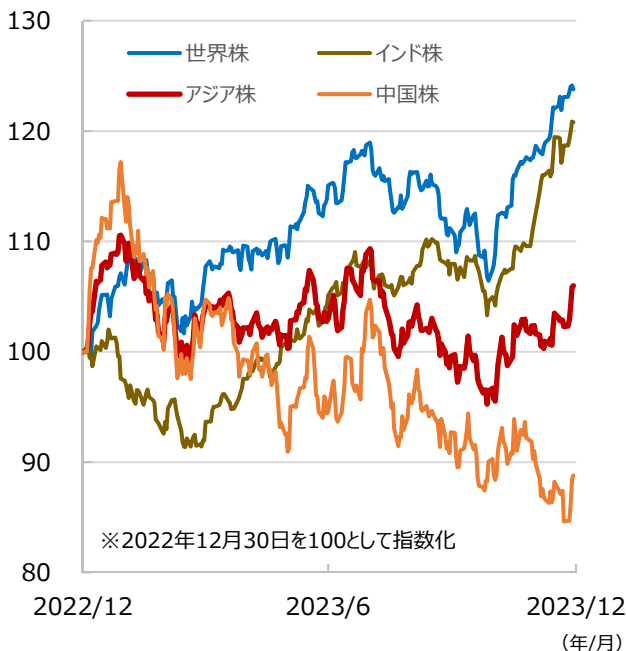
年初は中国株の反発を受けてアジア株も上昇したものの、その後は中国経済の先行きに対する不透明感や米中関係の悪化などが重しとなり、軟調な展開が続きました。年末にかけては、中国株が引き続き軟調に推移する中、米利下げ観測の高まりによる世界的な株高の流れを受けてアジア株も上昇し、2023年のアジア株は約6.0%の上昇（配当込み、米ドルベース）となりました。

業種別では、AI関連をはじめとする半導体需要の回復期待から、情報技術が大きく上昇した一方、不動産や公益事業の下落が目立ちました。不動産は中国における不動産販売の低迷、公益事業は年前半のインドにおける会計不正疑惑などの影響を受けました。

国・地域別では、景気回復の遅れと経済成長の低迷が懸念された中国株が約11.2%下落（同）しました。一方で、相対的に高い経済成長が続くインド株が約20.8%上昇（同）したほか、ITセクターの比率が高い韓国や台湾も大きく上昇しました。

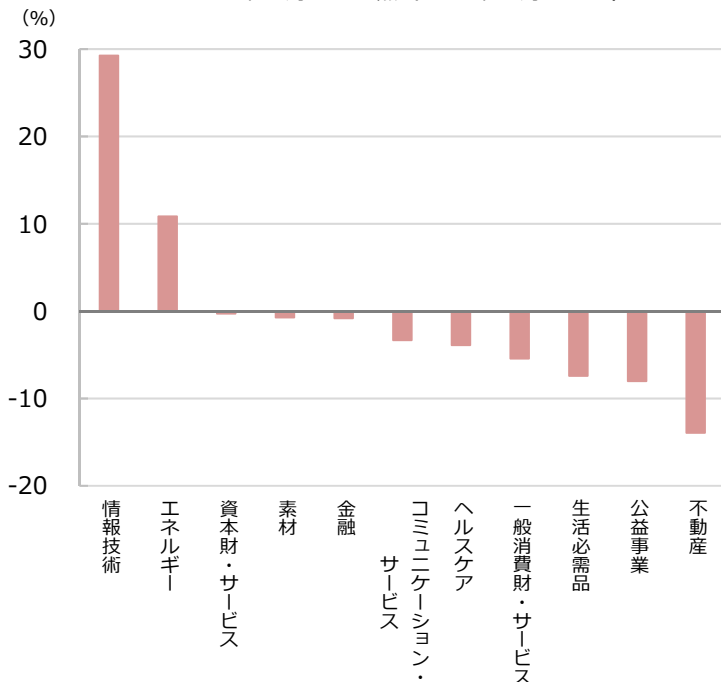
【図表1 2023年の株価指数の推移】

2022年12月30日～2023年12月29日、日次



【図表2 アジア株の業種別騰落率】

2023年12月29日時点（2022年12月30日比）



※世界株：MSCI World、インド株：MSCI India、アジア株：MSCI AC Asia EX.Japan、中国株：MSCI China、いずれも配当込み、米ドルベース

※業種別騰落率はアジア株の業種別指数（米ドルベース）を使用。分類はGICS（世界産業分類基準）セクター分類

出所：ブルームバーグ

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

アジア経済の牽引役は中国からインドへとシフト

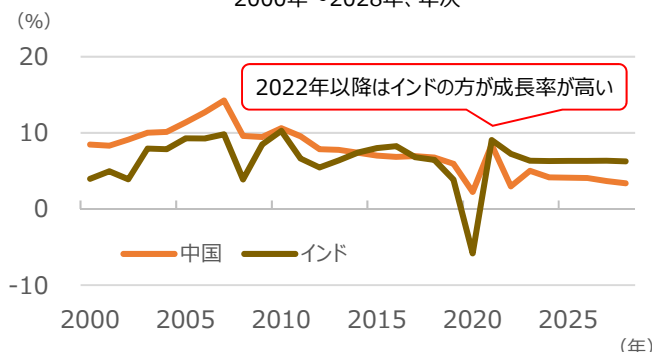
中国経済の成長鈍化が鮮明となる中、アジア経済の牽引役はインドへシフトしつつあります。

中国の経済成長率（実質GDP成長率）は、政府目標である「5%」を下回る水準が続くと予想されています。足元では需要の弱さを背景にデフレに近い環境となっており、不動産不況とあわせて景気回復の足かせとなっています。

対照的に、2023年半ばに人口（推計値）で中国を抜いて世界一となったインドでは、今後も6%を超える経済成長が見込まれています。2023年のインドの株式市場は史上最高値更新が続くなど活況でしたが、高成長が期待できるインドへの期待で資金が流入したことに加え、中国株式市場から流出した資金の一部が流れていると見られます。

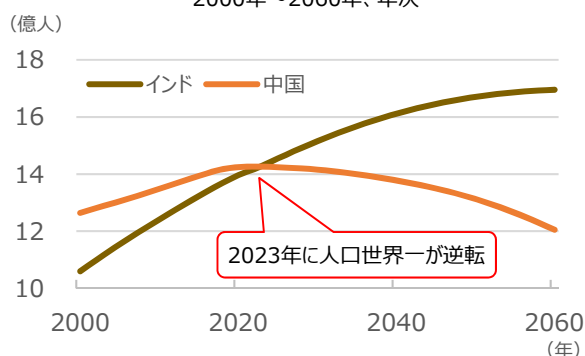
【図表3 実質GDP成長率の推移】

2000年～2028年、年次



【図表4 人口の推移】

2000年～2060年、年次



※実質GDP成長率のデータは、中国の2022年以降、インドの2023年（※年度ベース）以降がIMFの予測値です。

※人口は国連による推計値（2021年まで）と予測値（2022年以降）に基づきます。

出所：IMF「世界経済見通し（2023年10月）」、国連「世界人口推計2022」

チャイナ・プラス・ワンの恩恵を受けるASEANにも注目

東南アジア地域（ASEAN）も安定的に高成長を継続しており、株式市場にも再評価の余地があると言えます。

近年の米中関係の悪化などを背景に、グローバル企業の多くが「チャイナ・プラス・ワン*」戦略をとっており、海外からの直接投資や貿易額の増加が経済成長を支えるという点で、ベトナムなどのASEAN地域にとって強い追い風になると期待しています。

* 製造業を中心に、海外拠点を中国へ集中させることによるリスクを回避し、中国以外の国・地域へも分散して投資する経営戦略のこと。

アジア市場とアジア経済の見通し

世界経済の先行きが不透明な中、インフレ率は多くの国で既にピークアウトしており、各国中央銀行の利下げ期待が高まっていることは、株式市場にとっては追い風だと考えています。アジア株は、世界株に対する出遅れを修正する形での上昇が期待されます。

業種別では、AI関連の需要が牽引役となるITセクターが引き続き強さを示すと見ています。国・地域別では、ITセクターの比率が高い韓国や台湾、構造改革による好循環が継続するインドネシア、政治状況の改善が期待されるタイなどに注目しています。

アジア株において想定されるリスク要因として政治状況が挙げられます。2024年前半には、1月に実施された台湾総統選を皮切りに、インドネシア、インドなどで国政選挙が予定されており、現在の路線とは異なる政権が誕生した場合に、市場が一旦マイナスに反応する可能性があります。また、11月に控える米国大統領選挙も米中関係に大きな影響を与える可能性があります。中国については、不動産不況や消費回復の遅れへの懸念が残るものの、金融緩和などの下支え策によって景気は大崩れはしないと想定しています。

※上記は過去の実績および将来の予想であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

投資信託にかかるリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかる費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.3%（税込）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限 年率1.9525%（税込）
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
- その他の費用・手数料・・・監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

＜ご注意＞

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

（受付時間：営業日の9：00～17：00）

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【当資料で使用している市場指数について】

■当資料で使用した各MSCI指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

【一般的な留意事項】

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。